

第十九回 参議院通商産業委員会議録第二十九号

(四三二四)

昭和二十九年四月八日(木曜日)午後一時三十四分開会

委員の異動

四月七日委員大谷賀雄君辞任につき、その補欠として長島銀藏君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

中川 以良君

理事

松平 勇雄君

委員

海野 三朗君

小松 正雄君

石原幹市郎君

黒川 武雄君

小林 英三君

西川 弥平治君

岸 良一君

豊田 雅孝君

西田 隆男君

藤田 進君

天田 貞治君

白川 勝正君

三輪 一雄君

愛知 摂一君

川上 炳治君

小田 橋良寿君

事務局側
常任委員
会専門員
会専門員
常任委員
会専門員
常任委員
会専門員

通商産業省
鉢山局長
山本友太郎君
小田橋良寿君

相成りました二法律案はか一件を御説明申上げます。

○國務大臣(愛知摂一君) 只今議題と

議題といたしました。

先づ政府側より提案理由の説明を求

めます。愛知通産大臣。

航空機製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

本日は航空機製造法の一部を改正す

る法律案並びに日本製鉄株式会社法

止法の一部を改正する法律案、更に地

方自治法第百五十六条第六項の規定に

基き、鐵維製品検査所の出張所の設置

に關し承認を求めるの件、以上三案を

許可制の適用を受けまするものは、

事業分野の確立を図りますため、事業

の開始は許可を要することとした

ことでござります。

許可制の適用を受けまするものは、

航空機、原動機、プロペラ、回転翼等

航空機製造事業の主体をなすと共に、事

業の調整を行う必要が特に大きいもの

に限定いたしまして、初級滑空機等に

いたしておるのでござります。

技術に関する技術士ということになる
わけでありまして、主任技術者のほう
と技術士のほうとは今申しましただけ
の違いがあるわけであります。

○海野三朗君 科学技術の部門につきましてちょっと私から補足さして頂きたいと存じます。ここに掲げましたる「機械、金属、鉱山、電気、化学」と、こう定めてありまするが、この細目に亘りますと、例えば、音響学でございます。建築をいたしましても、建築以外

に音響学の方面から考えまして、音がどういうふうに響くかということはこの音響学の専門に属するのであります。又爐にいたしましても、耐火物即ちレフラクト・マティリアルという方面から申しますと、すべての部門に、機械のほうにも入れば、鉱山にも入れば、電氣にも関係して来るこの横の方面からの専門、レフラクト・マティアル専門という面もあります。又ヒートの面から申しますと、単に金属ばかりではありませんで、熱という方面から申しますと、煉房の場合にも関係いたしますし、又金属を作る方面におきましても、或いは電氣のほうにおきましても、熱の発生、珪素鋼板といふ、熱の発生、熱の方面から申しますと、熱工学とでも申しましようか、そういう部門がござりますので、たくさんここに掲げてありますこの条項のはかに入ります事柄がたくさん技術部門の中に含まれておりますので、これは追つてだん／＼政令で定めて参らなければならぬかと、こういうふうに考えておる次第でございます。

がある。或いは無線士におきましても、やはりそういうふうなことがあるのだとございます。こういうものは大体におきまして事業ではないのでありますので、その人その人に資格がありますて、そうして進んでおるのであります。が、私はこういう電気技術者とか、無線士とかいうような面のことについで、どうも技術士法がまだぴたりと私の気持に合致しない点があるのであります。それから少しく小さい話でござりますが、今汽閥士法とは言うておらないと思います。例の熱管理何とかと譲りておるかも知れませんが、汽閥士法であるとか、それからなお技術問題で極く小さい問題でありますのが、ボイラーとか或いは高圧の銛接をいたしまして、無線士といふようなものがありますが、こういうものとの関連はどうでしょうか。どうも私はそういう細部に亘つてびつたりとせん点があると思うのですが、伺いたいと思います。

つておる部門における業務が独占的排他的になつております場合には、この技術士の業務からそういう業務は外れる、こうしたことになるわけであります。

○説明員(駒形作次君) 今のちよつと附加えて申上げます。この技術士といふのはコンサルタントであります。で、先ほどお話をありました電気技術者といふのはオペレーターであります。而して、実際に仕事をする人、その人が技術を身につけておるといふことが必要である資格条件でございますので、オペレーターとコンサルタントとの違いはそこにあるのぢやないか、こう思われる所以であります。

○西川弥平治君 私は今のお話で一応その点は納得ができるのであります。が、どうもそつたると、私は非常にこに一つの何かこの技術士法によつて、これには何らそういう特徴的なことはございませんが、将来どうもこの技術士法といふものが何か特典を持つ法律になるのではないかといつつの素地を非常に強く私は感ずるのであります。その点は一つこの際はつきりとしておく必要があると私は思います。何かどうもそういうことであるならば、この裏には何かどうも将来この技術士法が特權を持つものではないか、かようく私は考えられるのであります。

○説明員(駒形作次君) 外国の、例えばアメリカの例を見ましても、アメリカのコンサルティング・エンジニアはやはり特権的の業務を持つておるわざでござります。で、今のお話につきましては日本としてもだん／＼とそういうふうな工合になるであろうと私は考

えるのであります。併しながら現在の状態におきましては、まだ技術士が在籍する会員二、三百名で以て発足いたしましたので、まだ初期の状態でございますので、この段階でそのような、アメリカにおけるこの制度が日本で現在少しでも確立しておらないわけでありますから、この期尚早であるというふうに考えます。むしろ制度をだん／＼と確立して参ましても、そうしてそういうふうな工合に移して参らなければならぬ、こというふうに考えております。

○西川弥平君 次に第三条に移りたいと思うのであります。この第三条によりますると、「技術士試験に合格した者は、技術士となる資格を有する。それから第二項におきましては「左の各号の一に該当する者であつて、通常産業大臣が技術士と同等以上の資格を有すると認定したものは、前項の規定にかかるわらず、技術士となる資格を有する。」こういうふうに書いてあります。一、二、三、四とござります。これら仔細に私は研究いたして見ますと、どうもこれで一、二、三、四に該当するものは結局通商産業大臣が認めるということでありますけれども、実問題においては、もうこの資格の一、二、三、四に該当するものは、もろか格があるというふうに率直に認めてまうでなければならぬのではないかと思うのでございますが、その点如何でございましょうか。

○法制局參事(菊井三郎君) この技士の資格につきまして、原則といたまでは試験に合格するということを、建前でありますけれども、只今お

のありましたように、通商産業大臣の認定によりましても又その資格を得る。併しその認定の基準になるものは一、二、三、四の四号に該当するので、而も技術士となるにふさわしい要件が備わることが必要なんもありまして、一、二、三、四号に各当したということだけではその認定しなければならないという根拠にはないわけでござります。

○西川彌平治君 実際問題といたしては、第十二条並びに十四条等に考查員に諮問をいたしまして、そうして定をするということには相成つておられます。私は多くの例考えます場合において、こういうふたなものはつきりとした条文を讀つておられますと、これは殆んどもう決定ようであります。これは厳格に今後そういうふうにこういうものに対する資格を定めるということになつてゐるのが通例なりますと、これはそれで厳格に後そらいうふふうに感じておるのであります。これがそれでは厳格に後そらいうふふうに一つおやりになるお考えでありますかどうか、伺つておきたいと思います。

○説明員(駒形作次君) 今御説明になりましたように必ずしもこの一、二、三、四だけが満足されているからと、つて自動的になるものとは限らないであります。その点は厳格にやはる考査委員から認定して頂きました。うして資格を付与するというふうになければならぬとを考えます。

○西川彌平治君 第四条を一つ伺いといたします。第四条は一、二、三事項に該当する者に対しましては技術士の資格がないということになつてゐるのであります。私は現在の案からまする場合におきましては、殆んど

お見聞のたゞしそりのい、あますとこの党的おうをる決委まなを談でいものり

の技術士としての特権がないのであります。将来においては、先ほどお話をあつたように、特権が付与されるのであるかも知れませんけれども、現在の場合においては何ら特権がないのにかかるわらず、こういうやうな一、二、三のような厳格な一つの資格を制限をされてゐるということは、これははどうかと私は考ふるのであります。而もこれが公職にあるとかいよいよなものでありまするならば、これは当然だと思ひますけれども、全く技術士というまだ本当にに何も、名前だけを、資格だけを与えるものに対しまして、かような私は厳格な条文を作ることはどうかと考えるのでありますが、その点について一つ伺いたいと思ひます。

格別に取上げるような論點と申しますか、そういうものがないのであります。するけれども、社会的な信用保持といふような点から、やはり必要と考えます。規定期定いたした次第でございます。

○西川弥平治君 次に一つ、私は技術士の考查委員といふものについて伺いたいと思いますが、この技術士の範囲が非常に広汎なものであるよう私には考えておるのであります。その場合におけるところの考查委員といふものは、非常にたくさんな部門から考查委員を出さなければならんと考えておりますが、その考查委員をどれくらいの人数をお選びになる御構想でありますか、伺いたいと思います。

○説明員(駒形作次君) 考査委員といつしましては、総数二十五名くらいを大体考えておるのであります。そのうち國係行政機関の職員から十名、業識経験者から十五名くらいを考えておる次第でございます。

○西川弥平治君 これは今項目を挙げただけでも相当の数がござりますが、「建設物、工作物、装置、機械、器具、資源、原材料、生産物、動力、工程」は工事について、技術上の調査、研究、立案又は指導を行うこと」とたくさんの方の項目を掲げておりますが、これを更に細分いたしますると、それらは大した数になるわけであります。それに対しても及びもつかないと私は考えるのですが、どういう点はどうなさるおつもりですか。

○説明員(駒形作次君) 今お話をあらましたように、非常に広い分野でありますので、人数も自然と多くなるわけでございますけれども、そのやり方でござりますけれども、そのやり方でござります。

いたしまして、問題を名前からいたしまして頂きました。中から考査委員がその問題をピックアップいたしまして、そろしてその問題をきめまして、考査委員自身の数をそれほど多くいたしませんでも、大体やつて行けるのではないかと、こういうふうに考えておる次第でござります。

○西川弥平治君 私は自分の意見を差し込んで誠に恐縮でございますけれども、大体技術士という、余りも漠然たるもの名称の下にこの法律をお作りになるところに、私は非常に無理があると考えております。むしろ建築士法であるとか、あるいは機械士法であるとかいうふうな、同じことでも上にそういうふうな特別の専門部門をつけた名称の下における技術士法であるならば、よいのですけれども、漠然たる、かよくなづづかみな法律をお作りになると、しまいに私は始末にならないような事態が発生すると思うのです。この点どうぞざいますか。

○海野三朗君 今御説のように、各方面に亘つて考えますと、これは行くべく非常に増加して参るのであります。併しながら今までこのような法律が日本において制定された経験があれませんので、大ざつぱではありますけれども、先ずこの基礎を作つて、踏み出したらところでございまして、この技術士法、これで決して完全なものでもありませんし、又このまま将来訂正しないで行こうという考え方ではございません。各方面の、私が先に申しましたように、この専門は非常に微に入り、細に亘つて行われて参るのでございまして、考査委員にいたしましても、一定

の問題によつて、或る一つの問題についての
いての考查委員といふものは、やはり
動かなければならぬ、動いて行く
のではないかというふうに考えられる
のであります。只今西川委員から仰せ
のように、これだけでは非常に漠然と
したものではないかとおつしやられた
のは、御尤もであります。これで
先ず大体の基礎を作りまして、これから
又細目に亘つて政令で定めるところ
の場合に入つて行かなければならぬ
のであります。先ずこれが本当に処
女出発の法案でござりますから、(笑
声)その辺御了承頂きたいと存じま
す。

○法制局審事(菊井三郎君) 只今の法人に対する三十二条の制限の関係から、技術士の業務を行なうことを主たる事業とする法人はその役員又は職員として技術士を一人以上置かなければならぬ、こういうことになつておりますが、只今のお話のありましたように建築事務所というようなものが法人で仮にあります場合に必ずこれに該当するかどうかという点につきましては、必ずしも該当するものではないのではないか、こういうように考へるわけござります。と申しますのは、第三十二条において規定しておりますのは、主たる事業としてやらなければならぬサービス、技術的なサービス業を中心とする事業としておる法人はと、こういうことになるわけであります、建築事務所が仮に株式会社であります場合におきましても、建設といふらが主であつて、技術的なサービスといふことが仮に従であるといふような場合に、は、この三十二条に該当いたさないわけございまして、従いまして三十二条の規定が現在のところどれくらい働くかという点につきましては必ずしも立案過程における見通しはつきいたしておりませんが、そう数多いものではないのではないかろうか、こういうふうに実は考えておつたわけでござります。従いまして技術士といふものにつきましては、仮に一年の余裕を置いてならばそれで賄えるのではないかろうか、こういうように考へたわけでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

じておるのであります。私の考えを申上げますならばこれは相当多い数ではないかというより私は逆に考えておりますのであります。例えて申上げますと、ならば、もうあらゆる部門におけるところの設計監督の事務所といふものは、相当あるわけでござります。建築ばかりではございません、機械の場合におきましても、或いは化学部門におきましては、相當に設計監督の事務所といふのはあるわけでござります。田舎に行きますと、まあ手っ取り早い話で田舎へ行つて見ますと、耕地改良をやりますね、その耕地改良をやるのに對して測量設計をやつておるものこれは私はやはりこれに該當するのではないかと私は考える。そしたらしますと、そういうところまで考えますと相当の数があるのですから、そういうものに対して少くとも私は二、三ヵ年間くらいの余裕を頂かなければ徹底をしないのではないかというような考え方を持つているので、さような質問をいたしました。わけでございますが、そういう細かい点までお考えでありますか、どうでありますか。

ますが、非常にそういうものが多いと
いうことになりますれば、かなり只今
のお話の問題は必然的な関連性を持つ
ておりますので考慮いたさなければな
らんということになると思うのであります
けれども、その点につきましては
立案過程におきましてはそれほど多い
ものではない、というように考えしおつ
たわけでございます。

○西川 弥平治君 これはちょっと伺い
ますが、個人の工務店或いは設計事務
所といふものは、これの建築士の資格
が、技術士の資格がなくてもこれは當
業には差支えないわけでありますな。

○法制局参事(第井三郎君) さようで
あります。

○西川弥平治君 そうすると、株式会
社の場合だけにまあなるわけであります
が、これは株式会社は、このやはり
一定の期間が過ぎますと、その資格
を得ないとその事業がやれなくなると
いうことに結論が行くので、私が非常
に心配をいたしておるのであります。
私の考え方では、相当数あると私は見て
おる。一番多いのは建築事務所の問題
ですが、もう如何なる都市に行きましま
ても株式会社何々工務店とか、何々建
築設計事務所といふのは都市に行つ
て、ないところは恐くないと思うの
であります。そういうものは、この資
格を得ない、といふとみんな商売が全然
できなくなる、こういうことになるの
で、私は憂えているわけであります
が、そういう点について具体的な詰
めがありますかどうか。

○説明員(駒形作次君) 工務店のこと
につきましては、大体工務店は建築業
法によりまして工事施工から完成まで
の一括請負をやつておるというような
べがありますかどうか。

ものが多いのでございまして、こういふような場合にはコンサルタントとは考えられない。自分で事業を一括請負している、やつてゐるわけでございまして、それで個々の法人組織のコンサルティングを引受けているところは割合、そう多くはないであろうということふうに私どもは考えてゐるのでござります。現に先ほど申上げました日本技術士会といふのがありますと、この中の会員数は三百五十人でござりますけれども、この中で法人組織を以てやつてゐるのが約十五といふくらいの数が出てゐるのでござります。勿論これ以外に全国的に見ましてこの日本技術士会に所属していないでコンサルティングの仕事をやり、法人組織を持つてゐるものもそれはあると思いますけれども、それほど多い数にはならないであろうというふうに考えております。

つたらどうしますか、而も主たる何々を、主たる法人はこう書いてあるが、その内容基準は何でおきめになるか、どういうものということを的確におきめにならなければあなたの方は今御弁否されたようなことでやられた日にはどうではないものにも置かなければならぬといつたような事態が発生して来る。基準は政令か何かでおきめになるか、おきめになるとすればそれは的確などういうようなものは置かなければならぬのかという基準をはつきり示してもらわなければならない。三十二条は非常に重要な規定です。

○西川弥平治君 私も実はいろいろこの法律案が出来るにつきまして或る程度そのほうを当つて見たのであります。が、建築の場合を見ますと、いわゆる設計監督という線で実際にこの施工をやつておらない人が相当あるのです。設計監督といい或いは今までその他の方面におきましてもう設計だけをやつておる者は相當にあるようでありますから、これは一つどうしてもこの問題だけは徹底的に各所の部門について、建築だけじゃございません、いろいろな部門について、各所の部門について私は一つ調査して頂かなければいかんと思うのです。

必要がなくなつて来る。将来どのくらい殖えるといふ見込、拡大するといふ……殖えるというより拡大と解釈して雇入れるようにしなければ三十二条の意味はない。僅か十カ十二くらいしかないものにこういう法律を作られ、これに技術士という名前を与える必要がないと思う。たくさん置く所があるて今から養成して、技術士を作つて、そして能率化するために、便利を与えるために、こういうのをたくさん置かなければならんといふ國の産業面に必要性があれば、これはこういう法律を作る意味があるので、今あなた方の御説明を聞くと、調査した結果は僅かな数学です、その数のためにわざわざこういう立法をして技術士を作つて、技術士を活用する意味がない。三十二条の規定を置く必要がない。フリーランサーとして置いておいて、必要な者を便宜的に一時雇つてやるならこれは意味がある。併しこの法律の三十二条の一条文を置く以上、もつと必要性が重大でなければ私はこういう法律を作る必要はないと思う、こういう点はどう考へる。

られないでおる部門が非常に多いのでございまして、こういう方面からその方面にエキスパートの人たちを、この技術士というこの法律で以て認めて法人化して、そしてこれを一般大衆に役立つてもらう、そういうふうに考えておりますので、これは将来非常に増加していくものであると考えております。

○西田隆男君 そり聞きますとなお更問題になつて来る。あなたの御説明を聞くといふと、非常に細分化された専門の技術師ということになる。三十二条では、一人以上置かなければならぬ。そうすると、あなたのおつしやる産業、或いは機械工業、或いは金属産業というものは、細分化された技術士を養成するということになる、この三十二条によつて一人以上といふものは、一人ということは問題にならぬ、何十人も専門の各部門部門に技術士を当てはめなければならんといふ解釈が当てはめられる。なお問題だ。非常に殖えて行くとなればなお更問題だ。少いということならそういうことは必要ない。三十二条を設ける必要はない。フリーランサーとして技術士として信頼のおける人たちが民間の依頼を受けるということでいいはずなんですね。提案者の御説明では私はまだ納得行きかねる。もつと納得のできるような御説明を願いたい。

が、まだその段階まで実際は進んでおりませんのでございます。で先づこの第一段といたしまして、ここに技術士として完全とは考えておりませんのござります。将来はもつとこれが増加していくかなければならないのじやないか、こういうふうに考えております。
○西田隆男君　あなたの考え方が私にわからんというのではなくて、現実に技術士法案というこの法律案を条文を読んで見ると、このまでは通じにくい、西川君もさつき触られましたけれども、漠然とした技術士という名前だけを称をおきめになつておるというところに、非常に大きな欠点がある。提案者の今御説明を聞きまして、例えば金属産業なら金屬産業のうちの何々技術士といふことに技術士という名前だけ、名前だけです。併し今あなたのおつしやられておれば、それだけに一人以上置かなければならぬと考える。けれども漠然として技術士という名前だけ、名前だけです。併し今までのおつしやられたような細分化された専門の技術といふに解釈するようになれば、これなればならない企業といふことは日本での各種産業で行われるべきでない状態、現実においてはね。
○説明員(駒形作次君)　技術士の業務资格を法人それ自体に与えるということはできないわけでござりますので、どうコンサルタントの仕事があるわけですがござります。併しながらその個人の資格を法人それ自体に与えるといふことはできないわけでござりますのでござります。

ます、場合によりましては一般の生命その他にも関係するような仕事でござりますので、技術士の仕事といふのはそういう観点から更に本当にれば、特権的な業務として取扱うといふようになるべきか知れませんが、現在その段階に至つておりますけれども、まあ本質的に申しますと、そういう種類のものでござります。従つて技術士といふ仕事をといふものは、技術的信用といふものを十分得て行くような工合にしなければならない、その場合に法人がそういう仕事をやつておるということになりますと、やはり影響するところは大きいわけでござります。そういう意味合いから法人組織でそういうことをやつているという場合にはやはりその中に技術士の資格を持つている者を少くとも一人は置くと、ということを法人の組織の場合に対してもいいのではないか、こういうふうに考えて、今のこの法人に対する制限の問題があると、こういふふうに考えているわけであります。

には影響しない。そういう値えるということを前提にしてこの法律を見た場合、これには基準も何も示してない。ただ大まかなことが書いてある。そうなつた場合、こういう法律案を作つて金をかけて技術士というものを作つて見ても、漠然として今の日本の産業界の実情じや何にもならないということです。それじやどの程度までこれは行くのだということがあなたの説明で納得ができればいいが、さつきの駒形さんの話を聞くと今十か十一しかない提案者の説明を聞くと少くとも三百人くらいは技術士はすぐできる可能性があるというような御説明である。これほどだん／＼年々殖えて行く。技術士だけはたくさんでききたが、併しそれを使つところの、三十二条の規定で使うところのものは残えないという状態では技術士を余計作つて見ても意味をなさない。これから原則的にフリーランサーとして技術士といふ者が非常に活躍できるものならば、それが原則として考えられての法律案であれば、これは又別な観点から批判を加えるけれども、これは三十二条の規定で技術士ができたらこう／＼しなければならぬ、い、こういう意味の法律の規制を受けている。技術士がたくさんできればあれやらなければならん、これもやらなければならん、技術士を割当てるような結果にならないということはこれは断言できない。電気の試験技術者とか、或いは熱管理者といふものは或る一定の限界がある。全くこれには限界も何もない。それじやこの法律を作つた意味がない。技術士という称号を与えた意味がないから、従つてそれをどこかに押しはめようということにこれ

は必然的にならざるを得ない。せめてうものを置かなければならぬといふ十二条の適用を受けるやつの基準を三十二条の適用に準じて行う法人についての業務を主として行う法人についての問題でありまして、技術士のサービス、技術的なサービス業を主としてやつておるものについて技術士を置かなければならんとか、或いはその技術的な事業を法人がやるといふようなまあ押しつけがましいものじやないのありますまして、法人が技術士の業務を主として、主たる事業としている場合にはこの技術士を置かなければならぬ。こういうことであるわけであります。それで、従いましてこの法律の規定が設けられたからと申しまして、主として事業を行なつておらない場合には別段これに関係がないわけであります。それで問題になりますのは、主たる事業をしている法人が現在極めて多いということになりまするならば、施行期日が附則におきまして一年の猶予期間になつてゐるわけであります。そのための猶予期間に技術士の数がそれだけ間に合うかどうか、こういうことに帰するわけで参ると思うのであります。問題は従いまして、現実に事実問題としてこれに該当する主たる事業とする法人が多いか少いか、こういうことに帰するわけでございまして、只今駒形工業技術院院長の申されましたように數といたしましては極めて少い、こういうように考

際にお調べになつたのですか、ならな
いのですか。それは恐らく十とか二十一
といふのは、日本一流のサービスをす
る会社であります。各地にそれは設
計、監督という、十九万五千とか或い
は二十万とかという小さい会社がたくさ
んあるはります。決して建築の
問題だけを取上げてゐるのではありません
せん。建築も本当に設計監督しかやら
ないという事務所もたくさんございま
す。そのほかいろいろの部面におきま
してそういう技術サービスを業とする
会社はまだ全国にたくさんあるはずで
す。そういつたところにこそこの技
術士の必要があるのだと私は考えてい
るのであります。が、徹底的に一つ御調
査を私はお願いしなければならん。一
体お調べになつたかならないか、その
ことを伺つておきたいと思ひます。

○西川弥平治君 どうも我々の観點と
よほど違つておるのであります、ま
ああなたの方のような御見解に来まする
と、先ほど西田委員が言われたよら
に、もうその建築士など、技術士など
全然要らないものだけしか対象に考え
ておらないことと、それからもう一つ
はそういうふうな建物を非常に優れるの
に対して、特權を与えるような、特殊
的な地位を与えるような形に私はなり
はせんかということを非常に憂えるの
であります。あなたの見解からいい
ますと、そういうことが私には非常に
心配になつて来るのですが、その点は
どうですか。

技術士の業務から外しておるのでござります。いまして、かような観点からこの三十二条の規定を設けたわけでござります。

○西川弥平治君 どうも我々の考えている技術士というもののとの観点に大きな違いが、私はここに生じていると思うのです。今のお話でありますと、いうと、日本では有数の十か十五の会社にだけ技術士を置くというお考えになつてしまふのでありますて、我々はその高度の技術を高度に普及させるという意味においての技術士であると考えておる。今のお話であるとほんの僅かの十会社かそこらのところに技術士を置くということになると、技術士を置くだけの制度を設ける必要がないのではないかと逆に考えるのですが……。

○説明員(駒形作次君) 技術士といふものは個人の資格でござります。それは先ほど申しましたように、相当こういう経験を持つておられるかたが、会社を組織されておるその数が三百五十分人くらいはあるのでありますて、併しながら法人の問題はこれは法人組織でも高度のコンサルティングをやつておるところが、私が今申上げましたのが、僅かな数、こういふのでありますて、その僅かな数だけに技術士といふものを認め込むというわけではないのでありますて、コンサルティングの業務をやつておる法人ならば、それが本来の業務であるような法人ならば、そういうような資格を持つておる個人が、中に一人以上はいなければ、その法人組織で以てコンサルティングの活動をやつておるところは不十分であろうと、いうのです。そういう意味合いでござります。

いまして、個人の技術士といふのは非常にたくさんおります。又今後も殖産する、法人組織がだん／＼と殖えて来る、これらいうふうに考えておるのであります。

〔理事松平勇雄君退席、委員長善庵席〕

○西川勘平治君 どうも私だけしゃべります。どうも納得が少し行かないのです。でありますから、私は結論を先に急いだのでありますて、三年くらいの施行を待てと言つたのは、先を急いでためにそういうことを申上げたのでありますて、私は随分研究の余地があると自分は思つておるのであります。が、一応今日はこの程度で質問を打切つておきます。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございませんか。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中川以良君) 速記を始めて下さい。

それでは本日は本法案に対する質疑はこの程度にしておきまして、次回も続行いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないと認めます。

○委員長(中川以良君) それでは石油関係の二法案を議題といたします。先ず御質疑を願います。なお、ちよつと申上げますが、大臣が間もなく出席をいたします。それは御配付申上げておる資料の中に修正箇所があるのでありますから、川上局長より御説明を願います。

○政府委員(川上為治君) 今お手許に配付いたしました「重油転換による燃料費の業種別節減効果」、これは私のほうの官房の物資調査課のほうで作りました横になつてある資料をお配りしてあると思うのですが、これにちよつとミス・プリントがありますので申上げますが、「一枚目の中で、左から五番目の所で「転換後の重油消費量」というふうが一日当たりキロリットターというふうになつておりますが、これが一日についてのキロリットターというわけあります。それからその次の欄が「転換後」となつておりますが、これは「転換前の石炭消費量」、それから二枚目の所であります。それからその次の欄が「転換後における重油よりの再転換のための賦価引下げ必要率の試算」これは単なる試算でございますが、これは「石炭消費実績」とあります。これは「石炭消費実績」でござります。

れられた、追加が行われたなどというようなことを私耳にしておるのですが、帝石の経営面の内紛がその後どういう経過を辿つて、現在どういう状態になつておるかについて通産大臣から一つ御説明を求めます。

○國務大臣(笠置)一巻 前に主委員会におきまして私の考えはかなり詳細に御説明いたしましたがございま
すが、只今のお尋ねの点は、やはり根本的な考え方の問題と併せてでないとい
う十分御説明尽せないかと思ひますの
で、多少冗長になるかと思ひます、重
複するかと思ひますが、お許しを願い
たいと思います。

口今も御指摘のよろに、国内の原油の採掘、これを国策として提唱いたしておりますする関係から申しまして、帝国石油は実際上この一億数千万円を初めといたしまして、今後におきまして非常に重要な役割を持つことに相成ります。それで先ずこの会社のあり方についての法律的な関係につきましていろいろ検討いたしました結果、当初は「石油及び可燃性天然ガス資源開発法」の一部を改正することで考えておつたのでございますが、これを抜本的にやはり単行法で規定することが適当だと考えましたので、只今御審議を願つております。石油資源探鉱促進臨時措置法案というものを用意いたしまして国会の御審議を願つたわけでございます。で、この考え方には、帝国石油会社という会社は、それ自体をいわゆる特殊会社法といたしまして法律を作るることはいたしませんでしたけれども、実際上かくのことき単行法を提出したといふその私どもの気持といふものは、この法律の適用を受けて、実際上中心にな

つて働くものは帝国石油であります。意味では私は一種の特殊会社にしたも同様であるといふにこの法律案の内容等につきましては、例えば経理の内規等にて、私は例えば配当の制限というよろなことを、この法律を根拠いたしまして行政上の措置ができる、又そうちなればならない場合があると、こういうふうに考えておるわけでございます。で、幸いにしてこの法律案が御承了願いまするならば、私といたしましてはそういう方向で今後政府として何より重要な意と、それから法律によりまして授権せられたる権限を十分に行使いたしまして、この石油資源の探鉱権等を進に邁進して参りたい、又同時に帝国石油会社は、会社自体としてそういう事業的な意味から申しましての監督なりを強化して参ることを考えて見たいと思つております。といったましても、これに対する公事気持に大いに奮い立つてもらいたいと、いうことは勿論でござりますが、政府側にいたしましても、これに対する公事的意義から申しましての監督なりを強化して参ることを考えて見たいと思つております。そういうような環境の下におきまして、前回にも申上げたと思ひまするが、私は帝国石油の人事問題について従来からのいろいろの経緯がございまするが、具体的に申しまして現在の社長である田代氏を中心にして、この人の従来からの考え方なり、或いは抱懐しておられる帝国石油経営の意図といふものが我々の考え方と合致するものと認められまするので、この田代社長を中心とし、且つ、これを政府といたしましてはバック・アップいたしまして、誤まりなく運営をしてもらうよう努められますので、この田代社長を中心とし、心にし、且つ、これを政府といたしましてはバック・アップいたしまして、

おるわけでござります。それからその後の経過はどうかとお尋ねでございますが、田代さんは中心にしてこれをバック・アップして行くという基本線を我々としては一〇〇%に打出しておるのでございまますが、その田代社長がやりやすくやて参りまするために、従来のいろいろの経緯もございまるから、外部から御覧になれば、或いは又我々自身が日頃よりおましても、却つて非常にこれは逆説的にお聞き取りになれるかも知れないとおもふるけれども、私は田代社長が働きやすくなつてもらうために、田代氏を中心にして従来の反対側をいたしめ、田代氏との間にも協調をとつて、円満に仕事ができるようにするためには、見方にによっては一步後退したような人事ができるとともにこの際としては止むを得ないところをどういうような結論になつたと見てございまして、そういうよくなき方向において、政府が斡旋といいますか、求められて仲介に当つた形になつておりますが、一つの人事の練と云ふものを認めて、これの具体的な進捗振りを現在監視しておる段階でござります。昨日の総会におきまして重役の数を確定し、或いは精油三社からの労力を人事の上においても求めるといふこと、その他におきまして、そういう申しまして、なお、一、二の点におきまして更に重役間の担当の問題、或いは格付の問題等につきまして、更に数字を申しましたよくな考へ方が具體化いたしまして、なほ、一、二の点におきまして、併しながら私どももいたしましては、先ほど來申しておりますよくな考へ方をまとまるものと考えております。

ましでは補助金といふ問題もござい
するが、同時に会社の資本金に対し
政府が現在持つておる持株は、これ
については法律上の特殊会社でござ
ますから、人事に対して介入をし
たり或いは任命をしたりということは
絶対に考えておりません。そういう
意味から申しまして、人事それ自
ら規定されておりませんが、こう
にしては法律上の問題を固め、又一方にお
けるが、同時に会社の資本金に対し
政府が現在持つておる持株は、これ
については法律上の特殊会社でござ
ますから、人事に対して介入をし
たり或いは任命をしたりということは
絶対に考えておりません。そういう
意味から申しまして、人事それ自
ら規定されておりませんが、こう
う環境の下においてやり得ることは
平としてやるつもりでございます
で、現在進行中、或いはすでに決定
した人事が果して最善のものでありや
りということについては、私も別に
えるところはございますが、この今
のやり方について十分監視して参り
して、必要と認めます場合には断
たる措置をとつて参りたい、こう
うふうに考えておるわけでござい
す。

従来帝石がなぜああいう内紛を起したか、或いは又帝石の經營についてどうして世の指弾を受けるようになつたかということの一つは、私はこれは普通の純然たる株式会社であり、又その醸当その他の関係からいつて、いわゆる株式に妙味があつたということが一つだと思うのであります。この点は西田委員がこの前も御指摘になつた点でございます。私はこういう会社がそういういわゆる悪い意味のうま味があるものであつては困るのではないか、併しながら同時に私はやはりこの会社を純然たる特殊会社にするとか、或いは国営にするとか、国管にするとかということは、現在の状態において私は適当でないと思うのであります。そこで先ほど申上げましたように、例えば端的に一例を申上げるのであります。配当の制限も法律上の権限として行政府に与えて頂く、そうしてこれは現実の問題として、されば行政府の責任におきまして妥当と思うところに抑えるつもりであります。そうすることが基本的にこの会社の性格を変えるものである、同時にこの会社の株といふもののそういう意味においてのうま味も私はなくなると思うのであります。そういうところから基本的に抑えてかかるつて、そうしてこの人事といふものは、西田さんのような、私から言えば御先輩にそういうことを申上げるのは恐縮であります。私の見解としては、人事それ自体などにピシャリと手を打つことが却つて円満であるか、それとも基本的にこの会社の性格のほうから手をつけて行つて、その上で人事というものを公正に積立てて行くほうがいいか、私はむしろ後者のほうをと

りたいと思います。生ぬるいといふ御批判はあるかと思いますが、私はこれでさつき申しましたように、十分にこれは百点を頂ける人事だとは毛頭考えておりません。従つて只今お尋ねのように、これで十分に国策を遂行できるのか、それについて自信があるのかとおつしやれば、これは従来に比べれば私は数歩前進したものだと思いますけれども、この経過を見ておりまして、十分監視をした上で、更に必要ならばそのときに追つかけていろいろの手を打つて参りたい、そうすることによつてこの会社というものがいいものになつて行き、又皆様の御期待にも副うことになるであろう、こういうふうに私は考えて、こういう措置に対しても同意をし、或いは監視をいたして参りました。

には心配される節があるのですが、社長を中心で行くという今考え方を持つておられるのでそれを推進させるのだといふ御答弁されたのに対して、社長の手であり、足である副社長、常務といふものを格下げ、これはまあどういう理由か知りませんけれども、格下げするといふことは表面に現われた形から言えば、田代社長から言えば、田代社長の考え方を重点的に推進して行くという姿になつてないよう思われますが、これは通産大臣はこれは副社長、常務の帝室重役陣の格下げという問題についてはどういうふうにお考えになつておりますか。考え方を一つ伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) これも先ほど申上げたところで尽きておるつもりであります。が、今度の構成において重役会を私どもとしては実は昨日にも開いてもらつつもりであります。一日も早く重役会を開いて、そして新たに選任された重役をも加えた全体の重役会がその担当を早々きめて、そしてもう発足してもらいたいのです。その際に今御指摘のように従来の副社長制度をやめる。全部これは業務を担当しておらぬとして取締役としてやつて行くのだという話合ひが重役になるべき人、昨日以来は重役に選任されておるわけでございますが、それらの人の間で話合ひができる。又田代社長がスタートいたしまする場合に新らしい状態の下においてスタートをする場合においてさつきも申上げた通りであります。見方はこれはいろいろあると思います。私も複雑な考え方をとりわけしておるわけではございませんが、何しろここで社長といふものを確立するといふことより必要なことだと思うのであります。

ます。これでスタートして、そして全局的に見てとにかく田代という社長がここに本当に当局あるいは国民的なパックを得て、ことでやつて行くということについては或る意味において却つて社内の従来の経緯等に鑑みまして譲るべきところは譲つたほうが、今後の仕事がやりやすくなるのじやなからうかと。いう配意も私はしたのでございます。それが現状でございます。併しそつきから何遍も言つておりますように、これでは駄目だということであるならば私は更にほかの手を講じたいと思いまるの見方や御意見があると思いますけれど、私どももこういうふうな考え方をしておりますことをざつくばらんに申上げておるのであります。これでお駄目ならば私は更に手を打つ、このところにおきましてはこれで一つ我々にお任せをお願いいたいと思います。

を続けて行く、というような事態が続いた場合には何らかの手を打たれるとということは今おつしやられましたが、今何らかの手を打たれて安心して補助金が出せるというような段階が来るまで私は補助金などはやつてはいかないと思うが、これに対し通産大臣はどういうお考え方を持つておられるか。内紛を統合つあるものに対しても……。
○国務大臣(愛知接一君) その点ははつきり申上げたいと思ひますけれども、その帝石というものがその性などをこの法律によつて変えて頂きたいと。いうことが一つ、それを何故変えて頂きたいかということは補助金の対象になるからであります。又こういう法律を作らせて頂きますならば法律上の人事権ではないけれども、人事についても十分これから改めて監視をする、我々が人事に手をつけるにも非常な俗な言葉で言えば容易になるのであります。で、そういう気持であるということを申上げているのでありますから、さよくな場合でなしに、或いは更に明日以後数々内紛を重ねると。で、されば私はこれは御指摘の通りにやつて参りたいと思います。何も一日を争つて補助金を現実の問題として執行しなくともよろしいのでありますから、その点は私は十分享するところがござります。

（三）在本行的“存入”栏内，填写存入金额，如“存入人民币一元”，或“存入美元一元”。

ますと、帝石の重役陣の内紛といふのは帝石の重役としてふさわしからんと言えども、これは語弊があるかもわかりませんが、まあ完全でないといふような人たちがあの中に入つてゐられる、そろして自分たちの多少思惑に関連していろいろ／＼なことをお考へになつてゐるものと、露骨に言えば菊池、南という様に非常に興味を持つてゐられる人が経営陣にお入りになつておるということが帝石の重役陣の紛争の原因であるといふことを私は通産大臣に申上げたはずです。而もこの前の委員会において申上げたことはこの帝石の酒井喜四君以下が總退陣して、田代を中心の重役陣ができ上ります際に斡旋の労をとられた菊池、南、両氏は当時の通産政務次官の本間俊一君に対して経営陣には参加しないといふ念書が入れられてゐる。念書を入れておきながら参加した、それでいきなり自分たちが重役陣に入ると暗躍をしている。これが帝石の重役陣の内紛の、経営陣の内紛の大きな原因になつていて、いふことを申上げた。そこでその後通産大臣も川上鉢山局長もこの念書があるかといふことを大分お調べになつたと思う。これは確かにあつたはずでござります。この念書をお調べになつた、この念書に書いてあつたこの事実を大体通産省としてはどういうふうに念書を御解釈になつたか。これを私が申上げたように、経営陣には参加しないといふうに素直に御解釈になつておれば、通産省としてはまあ今後おとりになるかも知れないと思いますけれども、今までの間にも何らかの措置がとられなければならぬのではないか、これは表面的な解釈として私にはそう考へられる

○國務大臣(愛知揆一君) 私は前回西田さんから御尋ねのございましたときには念書は、私はその念書なるものも現実に見てはおりませんでした。話で聞いておりましただけであります。が、勿論念のためその書類もその日早速見ました。で、それについての私の見解もござります。大体においてあなたのおつしやることと同じような気持を私は持ちます。併しながら、この点は先ほどもくどいように申上げたつもりでございますが、私はこれは人がいいのかも知れませんが、この念書の解釈をどうするかというよりも私は今責任を持つているのでありますから、私がとにかく最善と思うことをこれはやるよりほかに仕方がないということを覺悟をきめたわけでございます。そこで何としてもこれからやはりそういう人が出て来るか、又この人自身がそういう悪人であるかどうか、私は会つたこともありませんから知りません。知りませんが、どういう人が出て来て又搔廻すかも知れない。そういう場合には、そういうことが予想されるときには、国会の御承認によつてこの法律を作つて頂きたい。この法律によつてこの会社の株式といふものが、配当をどういふふうにやろうが、又どんな売買をやらうが、どういう人がどうなつて来るかわからぬ。私はその根を制度の上でとめて頂くことが先ず最初だと思って御審議を願つておるわけであつたが、あなたこの念書のことをお調べになりましたか。

それからその次に申上げたいことは、私はこれは弱いからそういうことができないのかも知れませんが、私の見解では、今何の権限を持たずに、人の首を、とにかくこれは会社の陣地なんですが、首を切るというようなことで出るよりは、私どもが中心で推したいと思つておる社長の立場をスマートにスタートさせたい。そこで一つのスタートを切つて、あとはそのうちに法律も出まししよう。できましやう。それから補助金がいよいよ出し得る状態になりますよう。それらのものと睨み合せて今後十分に監視して行きたい。恐らく只今御指摘のような人も、私は甘いかも知れませんが、会社の性格が変れば、従来こうやつてやろうといつた面白味がなくなるだらうと思います。そういう点も考え併せまして、私といたしましては責任を持つてこれを監視して参りたいと思います。

が、私は業務の遂行に田滑をやないか、こう考へておるのですが、え方は通産大臣と私は全く対話をついてやることのはうが、乱をしても、立直りは却つてはねをしたのです。大体においての監査は一応できるようになります。経理面の監査をやるだけの配当を制限するとか何とかまで行けるようにお考えにならぬかというのが一点。

それからこの法律案を見て人事に介入できるといふ条文はない。従つてあなたのお考へておるようなことは、実際面に推進されて行くということになると、いわゆるあなたの一つの政策指導というものを相当強力にければこれは私はできない。で、通産大臣は御不満をお感じなれど、いふうのですが、そういうふうに苦心してござります、私は私なりにうして今日こういうふうな一言をついたのであります、私はつきましたことは、私が申しておりますことは、人を、例えば社長の場合でもあります、現在はこれを推して参るということは、現在の前にお断りをしておきたいと

といふことは、そんならなぜ今やらないのか
というお尋ねかと思いますが、これは
今ここでめちやくにして、どう又ご
たすたが起るかも知れない、それより
も、じわくとこの会社の性格という
ものをはつきり固めて行くよろな方法
をとるほうが私は却つていいのでは
ないかと、こういうふうに考えたので
あります。そして、そのことがいいか悪いか
につきましては御批判を頂きたいと思
いますけれども、今この気持を変える
つもりはございません。

○海野三朗君 先に大変問題になりました
した二人の重役はどうなりましたか。
それはそのまま居坐するのですか。どう
いう地位に就きましたか。あれほど問
題を引起しました張本人でありますか
ら、どういうふうになりましたか。伺
いたい。

○國務大臣(愛知接一君) この点は先
ほどから申しまして、御指摘頂いてお
りまする通り、そのまままでございま
す。

○西田隆男君 通産大臣のお話は大体
了承しました。あなたの考える通りに
通産行政の面もお行いになれば、或る
程度の効果は必ず挙るものと私は期待
いたします。併しながら、委員会で御
答弁になつたり、本会議で御答弁にな
つたりすることがその通り行われな
い。それで我々は心配になるわけなん
ですが、今度は一つ今日御答弁なすつ
たことをお間違えなく実行の面に移し
て頂きたい。これは私の切なる希望な
んです。それと、私の考え方を一つ申
上げておきますが、帝石の経営陣の副
社長、常務格下げといつことは、あなた
のお考えになつておるよりなか／＼簡
單には行かない。当分紛争が續くであ

ろう。私はそういう予測を私の調査に基いて持つておりますから、この問題も一つ今日御答弁なすつたような簡単なやり方で一つそういう問題が長引いていることがあれば、通産省としてはどうぞ間違わんよくな方法で善処して頂きたい。それと、この問題を通じていろいろ／＼なデマ放送なども、と私はあえて言ひますが、デマ放送が行われますので、通産省の係の人々に対しては通産大臣から一つ嚴重にこの問題が他に漏れたり、或いはいろいろ／＼な通産省の考え方方が放送されたりすることのないように、一つ通産大臣から嚴重なお話ををしておいて頂きたい。でないと、官庁内の、表面では人事には介入せんとか、なにはされないとか、いろいろと言訳をされておりますけれども、実際面におきましては行政指導の段ではない。いろいろ具体的に言つたからもうこれは通産大臣がお驚きになるようなこととまでも私の耳にはたくさん入つております。そういうことがありますというと、却つて結果としては面白くない結果が起きて来る可能性が多いのですから、これはそういうことがあからさまにならない前に通産大臣にお願いしておきますから、嚴重に通産大臣を出しておいて頂きたい。この問題については又次に問題が起きましたときには通産大臣の御説明も聞きましょんし、又格下げ問題で重複陳が採めることによって御決意のほどはよくわかりましたかといふことについても又お話を承ることにして、一応終つておきます。

目的のようになつて行くのであります。それでありますから、私はここによほどしつかりした一定の方針の下に通産省がやつて頂かなければ、この再び、帝石の「ざま」を胚胎しておるのであります。丁度白木屋事件のごとき、そういうふうな危険が多分に私は含まれておると思いますから、それに対しましては通産大臣の御決意のほどは誠に私は結構なことであると思ひますが、それは通産当局といたしまして、鉢山局長あたりの、やはり御決意もはつきりしましたところを一つ重ねて私は承つておきたい。通産当局の、つまり意見として、或いは大臣が変わつても何でも通産省の方針はこうなんだというところのその御決意を私は伺つておきたいと思うのであります。

に、よくやつて行くと、いうことになれば別ですが、若しそれがならないといふ場合には、補助金等をどうするか、一時停止するかということを言われたのに対しまして、大臣が見た場合に、全く前と変わらないんだ、刷新の余地もないんだということがありますときには、この補助金はそのまま停止できるといふことがあります、間違いありますとか。

に成立いたしております。従つてあの予算に基きましてこの補助金を出しますことは、この法律案ができるようができまいが、人事がどうなるうが、これは政府の責任でございます。従つて私は今後におきましての私の気持を今率直に申上げたのでありますし、又私自身の気持といたしまして、当委員会が国会の開会中で活動されておりますようなときに、私の發意で中間に御報告申上げることは一向いといませんけれども、制度としてさような約束を、通産大臣としてするというすることは考えておりません。

○小松正義君 そこで、さつきの、海野委員からも御指摘なされましたようには、ときどく大臣はお変わりになる。変わったあとでは、前者の大臣はそうであつたけれども、現、変られた大臣としては、そういうことを受継いでおることでもなしするからして、予算によつて交付される補助金といふものは、自分としてはやるべきものとしてやつておるんだと、こう相成るといふようないことがありはしないかといふ相變の上に御指摘されたと思います。そこで大臣は、はつきり一時停止をしておいてでも充実して後に渡すということにしたいといふお考えであるようでありますから、そこでなお重ねてお願ひすることは、そういうことにはつきり打出せるよう中間報告をなさつて、あなたでなくしてほかの人があられても、充実したものだという見通しがついたことについての中間報告をなされた後にお渡しになるということを前提とし、やつてもらいたいということを希望申上げておきます。

○海野三郎君　只今的小松委員からの御話、それから又通産大臣としては、予算が通つたからそれは出さなければならんのだとおつしやるのは、それは御尤もあります。が世論どうくと申して中にも予算が通つたからやるのだと、どうよくなことは、どうも私はも腑に落ちないのであります。やはりこれを、補助金をお出しになるときにはそういうふうな世論を十分御斟酌になつて金をお出しになつて頂きたい、こういうふうに私は思うのです。そうでないと、非常にごたくしておる際に、もう予算が通つたからというお出しにならないで、やはり十分そういうところを参酌して頂いて、そして大臣の、その予算をその方面におけるという権限行使して頂きたい。それはやはり一応はこの委員会のほうに耳に入れて頂きたいと、私はこう考えておるのであります。

となると思いますから、そういう場合にどうするかということは行政権の責任において措置いたしますことを認め願いたい、又それが当然なことである、こういうふうに考えたわけでもない。

○國務大臣(愛知揆一君) これは通産省の立場といたしますと、実はうまく思ひます。

御希望に副うことになるから、当然お詫びを願わなければあの答弁が嘘であつたということになるわけであります。大体の方向としてはこの新聞け

○三輪貞治君　去年のこのイランの石
係の顧慮といふ点について、まだこれが
で大丈夫だというところまで私どもは
見ていないという状況でござります。

○國務大臣(室井換一君) 朝日の記事は、私も記事を見まして初めて知ったわけでありまして、それから通産省のほうで事務当局にも確めましたところが、やはり同様の状態であります。まだ公の相談を受けておりません。公の相談がございましたら、いろいろその状況に対処いたしまして回答するなり、態度をきめたいと思います。

おおりました外務省の者も近く歸つて参るようでござりますから、通商省としては常にそういうふうな情報や申上げましたように、できればこういうふうな話合いは円滑に進むことを期待しているわけであります。

○三輪貞治君 私が先般本会議で御質問申上げたときの御答弁では、石油の買付についてはペーター形式であるならばそれを考慮したいというふうに御答弁になりまして、今そのことをばはiranの政府に申入れているので、その答弁が来たら態度をきめたい、こういふうにおつしやつておつた。そういたしますると今度のiran石油会社との取極めは、これはバツク・ツー・バックスの方式でありますから、大臣がそなつてこのことの向うから答えが来れば許したいと言つておられたペーター方式の

る問題と云ふことか「にがさ」であります。それから私は好んであります。それでそれを別にして申しますと、たつもりであつて、特にパートナー形態であります。ということであれば私どもとしては非常に望ましいことである。併しそのパートナーであるということと、それからどちら例えどドルなりポンドなりで決済をするかどうかということとは、いずれもございません。でも外交関係の顧慮といふ点におきましては同様なんでありました場合に、さて今度は現金の決済よからぬ条件としましては今回の記事は非常有利だと思います。ただその外交問題

○三輪貞治君 時間がありませんから、お話しをすこし省略して、このたびのこの契約は原油輸入契約でありますから初めてでありますし、まだはつきりした方針をきめていません。

えは出光なら出光に対して現実に割当てる行政措置をいたしまする時期は、もう少しこの外交関係についてもよろしいと思うまでこれはとめておるものなりのであります。それから、その時期が早いほうが結構だとは思つておりますが、その時期になりますて、もうよかろうといふことで割当てるその時の客観的な情勢によりまして或いは港を指定するとか、或いは時限を指定するとか、いふことは考えられると思ひますけれども、只今までそこまで今年度どうやるかということについてはまだはつきりした方針をきめていません。

卷二十一

しそれをお許しになるとすれば原油以外のその他の製品についての契約も同様に許可される、こういふふうに了解してよろしくござりますか。

○國務大臣(愛知揆一君) それはその通りに考えております。

○委員長(中川以良君) 本日はこの程度にしておきたいと存じますが、如何でございましょう。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(中川以良君) では本日はこの程度にして散会いたします。

午後四時十九分散会